

# 新型コロナウイルス感染症の登校届について

いつも感染症拡大防止にご協力いただきありがとうございます。新型コロナ感染症に関わる出席停止になった場合、登校時に登校届をご提出ください。

用紙は学校にもありますが、ホームページからダウンロードすることもできます。

用紙下側の登校届

(保護者が記入)

登校・登園・登室許可証 (医療機関が記入)

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	熱しん (はしか)	発熱後、3日を過ぎるまで
2	熱しん (百日咳)	熱しんが消失するまで
3	水痘 (水ぼうそう)・帯状疱疹 (帯状)	すべてが消失した後に1週間まで
4	流行性下痢疾 (おたふくかぜ)	必ずしも、嘔吐・下痢又は皮下腫脹が消失した後5日を過ぎ、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、発熱した後2日 (発熱から始発については3日目迄) を経過するまで
6	百日咳	発症の確が感染するまでは5日間の確認可能な抗原検査陽性による治療が終了するまで
7	結核	感染が認められなくなったまで
8	細菌性髄膜炎 (髄膜炎)	医師が感染が治癒したと判断するまで
9	流行性脳脊髄炎 (はやり目)	感染力が極めて強いので医師が判断するまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断によるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	感染力が極めて強いので医師が判断するまで
12	細菌性髄膜炎	感染が認められなくなったまで

※① 発熱から始発については、ウイルス検体が長期に及ぶため感染基準を「発熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) 学校・園・学童室 年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

年 月 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

保護者印

切り取り

登校・登園・登室届 (保護者が記入)

足立区医師会  
足立区  
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断によるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先) 学校・園・学童室 年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日～ 月 日 登校・登園・登室可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日 保護者名 印

平成27年4月1日改定

7番の下の空欄に下のいずれかを記入

- ・新型コロナウイルス感染症 陽性
- ・新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者
- ・海外からの帰国者

医師や保健所からの指示を記入

「通院した期間」のところは、  
陽性者の場合は療養期間  
濃厚接触者の場合は自宅待機期間

濃厚接触者期間解除のために抗原検査

無症状の陽性者で登校前に抗原検査を実施した場合は、  
「通院した期間」の欄の下に検査日をご記入ください。